

三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、今年度から、全ての職種で従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能になります。
- ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、保健医療局医療政策部医療人材課ホームページにてお知らせします。

※ 今年度については、令和6年12月31日現在における業務従事状況等を、令和7年1月15日（水）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

【参考】<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/todoke/6todoke.html>
保健医療局トップページ > 医療政策 > 資格試験免許 > 届・業務従事者届 > 令和6年 医師・歯科医師・薬剤師届、看護師等業務従事者届の実施

オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって申請サイトにアクセスし、専用サイトを利用するための施設IDを取得。
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



問合せ先

- ▶ 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の届出に関すること
東京都保健医療政策部医療人材課免許担当 ☎ 03-5320-4434
- ▶ 薬剤師の届出に関すること
東京都保健医療局健康安全部薬務課薬事免許担当 ☎ 03-5320-4503
- ▶ 医療従事者届出システムに関すること
医療従事者届出システムヘルプデスク ☎ 0120-330-742（令和7年1月31日まで）